

貧困ビジネスの現状からみた生活保護行政の課題

- 無料低額宿泊所問題を中心に -

日本福祉大学 山田 壮志郎 (3964)

貧困ビジネス、無料低額宿泊所、生活保護

1. 研究目的

近年、貧困ビジネスの存在が社会問題化している。貧困ビジネスとは、提唱者である湯浅誠の定義によれば「貧困層をターゲットにしている、かつ貧困からの脱却に資することなく、貧困を固定化するビジネス」を言う（湯浅「貧困ビジネスとは何か」『世界』2008年10月号）。具体的には、消費者金融・ヤミ金融、ゼロゼロ物件などが挙げられるが、社会福祉領域に特に強く関係する事業の一つに無料低額宿泊所がある。

無料低額宿泊所とは、社会福祉法第2条に規定される第二種社会福祉事業の一つであり、厚生労働省の調査によれば全国に439施設ある。また、社会福祉事業としての届け出がされていない類似施設も多数あるとされる。これらの施設には、ホームレスをはじめとする住居喪失者が入所し、入所者のほとんどは生活保護を受給し、生活保護費の大部分を利用料等の名目で徴収されている。居住環境や提供される食事の内容が劣悪である施設も少なくなく、「生活保護受給者を食い物にする貧困ビジネス」との批判も多い。

一方、こうした宿泊所が拡大する背景には、生活保護行政にとって宿泊所が「便利」な存在となっているという事情もある。つまり、生活保護受給者が激増する中、住居のない要保護者を宿泊所に入所させることが、自治体の人的・財政的負担の軽減につながるのである。したがって、問題解決のためには宿泊所を必要としない構造を作っていくことが重要であろう。本報告は、無料低額宿泊所等の現状を明らかにし、生活保護行政の課題を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

無料低額宿泊所等の現状を明らかにするために、本報告では、報告者が代表を務める貧困ビジネス対策全国連絡会が行った「無料低額宿泊所等入所者調査」の結果を分析する。本調査は、2010年10月1日～11月30日の間に、全国各地で行われたホームレスを対象とした法律相談会等の機会を利用し、無料低額宿泊所及び類似の無届施設に入所している人、もしくは過去に入所していた人に協力を呼び掛けて実施した。

本調査では、調査票を用いた面接調査を行い138人から有効回答を得た。回答者の平均年齢は59.0歳、性別は男性が99.3%であった。調査時点で無料低額宿泊所等に入所している人（現入所者）が30.4%、過去に入所していた人（元入所者）が69.6%であった。

3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたっては、個人情報保護に十分留意し、また集計・分析にあたっては個人が特定されないよう十分配慮した。その他、研究全般にわたって「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」が定める事項を遵守した。

4. 研究結果

本調査の結果から、無料低額宿泊所等における処遇内容が劣悪な施設が少なくないことが明らかになった。

第1に、徴収される費用が不透明であることである。家賃とは別に「室代 5000 円」を徴収している施設、光熱費とは別に「ポット使用料 300 円、炊飯器使用料 1,000 円、冷蔵庫使用料 1000 円」を徴収している施設などがあった。また、「入所にあたって、必要となる費用の内訳に関する説明はありましたか」との質問に対して 29.5%の回答者が「なかった」と答えた。

第2に、食事の内容の劣悪さである。施設から食事の提供を受けた人に、食事内容に満足しているかどうか尋ねたところ、「やや不満・とても不満」と答えた人が計 72.6%に上った。具体的な不満の内容として、「朝夕2食でおかずが一品、漬物2切れ」のようなメニューの少なさに対する不満や、「昼がカップラーメンのみ」のようなインスタント食品・レトルト食品の多さに対する不満などが多かった。

第3に、居住環境の劣悪さである。無料低額宿泊所の設備に関する国のガイドラインでは、居室は原則個室とされているが、本調査で居室の造りが「個室」と答えた人は 44.5%であった。また、同ガイドラインは「個室により難しい場合は床面積を1人あたり 3.3㎡以上確保すること」とも定めているが、本調査では「12畳の部屋に2段ベッド5台」など、国の基準さえ満たせていないと推測される例も少なくなかった。

以上のように、本調査の結果からは、宿泊所における処遇内容の劣悪さが明らかになった一方で、生活保護行政の課題も示唆された。例えば、宿泊所への入所の経緯について、回答者の 53.6%が「福祉事務所からの紹介」と答えており、生活保護行政にとって宿泊所が「便利」な存在となっている場合があることを推測させる。また、現入所者に対して「もし一般の住宅で生活できるとしたら転居したいと思いますか」と尋ねたところ、73.2%の人が「すぐに転居したい」と答えており、速やかな一般住宅への転居支援の必要性をうかがわせた。

前出の湯浅誠は、『『貧困ビジネス』は、公共部門からの行政の撤退、あるいはもともとの不在を、その糧として成長する』(同前書)と述べているが、無料低額宿泊所問題にも同様のことが言える。問題解決のためには、福祉事務所の過度な負担を軽減するなど、生活保護行政が宿泊所を必要としない構造を作っていくことが必要であろう。